

田村市地域おこし協力隊（地域振興型）募集要項

1 募集概要

人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域資源を活用し、地域の活性化の支援、農林業の応援及び住民の生活支援などの地域おこし活動に意欲のある方を対象に、移住・定住や地域力の維持・強化を図るための活動を本市が委託する支援機関（以下「支援機関」という。）に所属して行う「田村市地域おこし協力隊（地域振興型）」の隊員を募集する。

2 応募要件

次に示す要件を全て満たしていること。

- (1) 年齢20歳以上50歳未満の方（令和2年4月1日時点）
 - (2) 下記のア、イのいずれかおよびウの要件を満たす方
 - ア 条件不利地域（※1）を除く、三大都市圏内の都市地域（※2）もしくは政令指定都市にお住まいの方
 - イ これまで、他の地域において地域おこし隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である方
 - ウ 採用決定後は田村市に住民票および生活の拠点を移すことができる方（家族との居住も可）
 - (3) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
 - (4) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
 - (5) 心身ともに健康である方
 - (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
 - (7) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、ホームページの開設やSNS等の活用に意欲的に取り組める方
 - (8) 活動終了時に起業又は就業して田村市に定住する意欲のある方
 - (9) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方
 - (10) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- （※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。
- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む） ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法
- （※2）三大都市圏内の都市地域とは 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県 および奈良県の区域全部

3 業務概要

- (1) 移住希望者からの相談対応
- (2) 移住後の定住支援（ネットワーク作り等）
- (3) 移住希望者を対象としたオーダーメイドの移住体験ツアーの企画・運営
- (4) 移住・定住ポータルサイトの運営ならびに情報発信
- (5) 空き家相談窓口の運営および移住希望者と所有者のマッチング
- (6) 地域資源の探求と創造による、ふるさと納税に係る生産者・事業者と消費者の橋渡し
- (7) 地域産品のブラッシュアップや魅力発信
- (8) 上記に掲げるもののほか、移住・定住促進及び地域振興につながる活動

4 募集人数

3名

5 活動地

田村市内全域

6 採用形態および期間等

(1) 採用形態

田村市地域おこし協力隊員として、市が委嘱し、市が委託する支援機関と雇用契約を結ぶ。

(2) 期間

委嘱した日から令和3年3月31日までとする。なお、次年度の委嘱については市と支援機関、隊員とが協議の上、決定するものとし、委嘱の期間は最長3年とする。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとする。

7 活動時間および日数等

(1) 活動時間

原則として1日当たり7時間45分を目安とする（週38時間45分）。

(2) 活動日数

原則として週5日間とする。

(3) 報告

1か月ごとの活動内容および状況について、支援機関を通じて経営戦略室に提出し、確認を受けること。

8 報償費および健康保険等

(1) 報償費

隊員は田村市の委嘱を受け支援機関に所属し、その活動の対価として、「地域おこし協力

隊推進要綱」（総務省）に基づき予算の範囲内で報償費（給与）の支給を受けるものとする。

(2) 健康保険等

所得税、市民税などの税金、介護保険料、年金保険料などは各自で納付するものとする。
なお、社会保険料、雇用保険の事業者負担分及び傷害保険を支援機関が付保する。

(3) 活動経費

ア 住居

住居は支援機関による紹介又は隊員自らが市内に選定し、委嘱期間中の家賃は、支援機関が予算の範囲内で補助する。ただし、食費、光熱水費、通信費、町内会費等は隊員の負担とする。

イ 車両

活動に要する車両については、私用車の借り上げとする。車両借上料及び燃料については支援機関が予算の範囲内で支給する。なお、車両に係る任意保険については、隊員が加入し、その経費については、隊員が負担するものとする。

ウ 備品等

活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じて支援機関が予算の範囲内で負担する。

9 応募方法等

(1) 応募方法

ア 提出書類

別添の申込書に必要事項を記入、押印するとともに、住民票（現在の居住状況の確認）を添付の上、期日までに郵送で提出すること。なお、提出書類は返却しない。

イ 募集期間

隊員の決定まで随時

ウ 提出先

〒963-4313 田村市船引町石森字館108 terrace ishimori（テラス石森）
一般社団法人 S w i t c h

(2) 審査方法および結果通知

ア 書面審査

提出された応募用紙等に基づき、応募要件に合致しているか否かを審査する。なお、審査結果については、応募者に書面で通知する。

イ 面接審査

書面審査通過者に対し、面接場所及び時間については、書面審査結果を通知する際に併せて通知する。

10 注意事項

- (1) 応募および面接参加に係る経費については、応募者の負担とする。
- (2) 隊員としての業務に支障がなければ、副業を認める。ただし、その場合は、事前に市に届け出て許可を得ること。
- (3) 住民票の異動については、市と協議を行ったうえ異動すること。

11 問い合わせ先

一般社団法人 S w i t c h

〒963-4313 田村市船引町石森字館108 terrace ishimori (テラス石森)

電 話 0247-61-7575

メール info@switch-terrace.com